

# インセンティブ制度について

---

成長戦略フォローアップ等を踏まえたインセンティブ制度の検討結果については、運営委員会（令和3年11月26日開催）において意見集約を行い、その後、厚生労働省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」を経て、健康保険法施行規則が改正されました。

### 改正の内容

- 減算対象となる都道府県支部を、特定健康診査等の実施状況等を勘案して協会が算定した得点上位2分の1の範囲に属する都道府県支部から、上位3分の1の範囲に属する都道府県支部に変更する。
- 特定健康診査等の実施状況等に対する評価指標1から5までのうち、評価指標4を「支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率」とする。

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の **上位三分の一の範囲に属する総得点のうち最も低い総得点**として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第1号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への **速やかな受診を要すると認め**た者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(令和3・12・22厚生労働省令第197号)

第1条 この省令は、令和3年12月22日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 令和3年3月から令和5年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

# インセンティブ制度の見直しに関する検討結果について

## 見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

## 評価指標の見直し

### <現行>

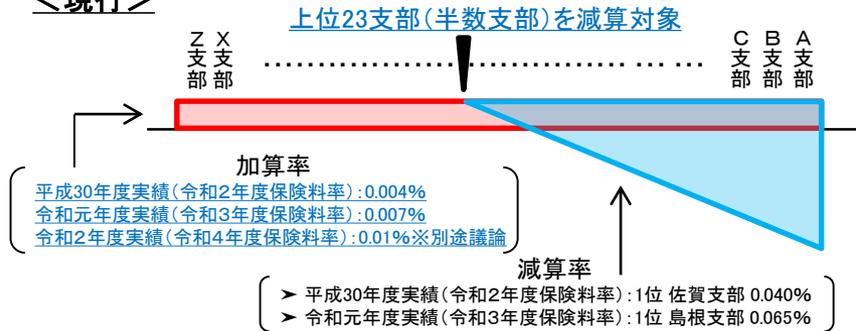
現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

### <見直し後>

見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

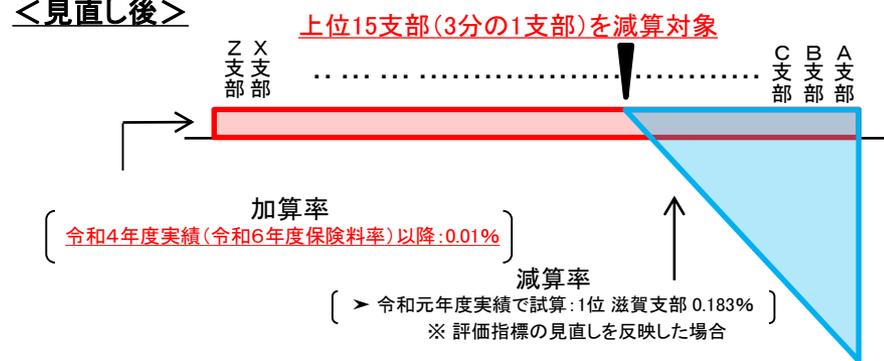
## 加算減算の効かせ方の見直し

### <現行>



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

### <見直し後>



## 現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。

保 発 0401 第 8 号  
令 和 4 年 4 月 1 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 79 号）が本日公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。  
改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、これらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨及び内容

- 令和 6 年度以降の全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率に係る加算・減算制度（いわゆる「協会インセンティブ制度」）について、
- 減算対象となる都道府県支部を、総得点（「特定健康診査等の実施状況等を勘案して協会が算定した得点」をいう。以下同じ。）が全都道府県支部の上位 2 分の 1 の範囲に属する都道府県支部から、当該総得点が全都道府県支部の上位 3 分の 1 の範囲に属する都道府県支部に変更する。
  - 特定健康診査等の実施状況等に対する評価指標 1 から 5 までのうち、評価指標 4 を「支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認められた者の保険医療機関の受診率」とする。

第 2 施行期日  
令和 6 年 1 月 1 日

厚生労働省令第七十九号

健康保険法施行令(天正十五年勅令第百四十三号)第四十五条の二第一号二の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令  
令和四年四月一日  
健康保険法施行規則の一部を改正する省令  
健康保険法施行規則(天正十五年内務省令第百二十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(令)第四十五条の二第一号二の報奨金の額の算定</p> <p>第百三十五条の五の二(令)第四十五条の二第一号一の報奨金の額は、支部(法)第七条の四第一項に規定する支部をいふ。)ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。</p> <p>一 一に掲げる数に口に掲げる額を乗じて得た額</p> <p>一 (一)に掲げる数から(二)に掲げる額を減じて得た数 (二)に掲げる額を上回る場合にあっては、零)</p> <p>(二) 各支部(一)に規定する総得点の上位三分の一の範囲に属する総得点のうち最も低い総得点として協会が定める数</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 前項第一号一(一)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前半に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を要すると認められた者(自保険医療機関の受診率</p> <p>五 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 (施行期日) (報奨金の額の算定に関する経過措置) この省令は、令和六年一月一日から施行する。 2 改正後の健康保険法施行規則第百三十五条の五の二の規定は、令和六年三月以後に用いられる都道府県単位の保険料率(健康保険法(天正十五年勅令第七十号)第百六十六条第二項に規定する都道府県単位の保険料率をいふ。)以下この項において同じ。)に係る報奨金(健康保険法施行令(天正十五年勅令第百四十三号)第四十五条の二第一号二に規定する報奨金をいふ。以下この項において同じ。)の額の算定について適用し、同年二月以前に用いられる都道府県単位の保険料率に係る報奨金の額の算定については、なお従前の例による。</p>	<p>(令)第四十五条の二第一号二の報奨金の額の算定</p> <p>第百三十五条の五の二(令)第四十五条の二第一号一の報奨金の額は、支部(法)第七条の四第一項に規定する支部をいふ。)ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。</p> <p>一 一に掲げる数に口に掲げる額を乗じて得た額</p> <p>一 (一)に掲げる数から(二)に掲げる額を減じて得た数 (二)に掲げる額を上回る場合にあっては、零)</p> <p>(二) 各支部(一)に規定する総得点の中央値として協会が定める数</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 前項第一号一(一)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前半に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を要した者の自保険医療機関の受診率</p> <p>五 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 (施行期日) (報奨金の額の算定に関する経過措置) この省令は、令和六年一月一日から施行する。 2 改正後の健康保険法施行規則第百三十五条の五の二の規定は、令和六年三月以後に用いられる都道府県単位の保険料率(健康保険法(天正十五年勅令第七十号)第百六十六条第二項に規定する都道府県単位の保険料率をいふ。)以下この項において同じ。)に係る報奨金(健康保険法施行令(天正十五年勅令第百四十三号)第四十五条の二第一号二に規定する報奨金をいふ。以下この項において同じ。)の額の算定について適用し、同年二月以前に用いられる都道府県単位の保険料率に係る報奨金の額の算定については、なお従前の例による。</p>

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 後藤 茂之